

(目的)

**第1条** この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第5条第2項の規定による学齢児童生徒の入学する学校を指定するための区域及び関市立関商工高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域を定めることを目的とする。

(小学校の区域)

**第2条** 小学校の区域は、次のとおりとする。

(1) 安桜小学校

向西仙房、北仙房、西仙房、南仙房、東仙房、緑ヶ丘1丁目(1番から23番まで及び126番から131番まで)、堅切北、堅切南、貸上町、東貸上、西貸上、南貸上、大坪、若草通1丁目、若草通2丁目、西本郷通1丁目、西本郷通2丁目、西本郷通3丁目、安桜山(9番から11番まで、44番、45番、126番及び135番から143番まで以西)、安桜台、山ノ手1丁目、山ノ手2丁目、山ノ手3丁目、孫六町、東日吉町、坂下町、西日吉町、元重町、東桜町、桜本町1丁目、桜本町2丁目、西木戸町、若宮町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、本町7丁目、本町8丁目、吐月町、金屋町、白川町、常盤町、千年町1丁目、千年町2丁目、千年町3丁目、小柳町、兼永町、新町、前町、富本町、春日町1丁目、春日町2丁目、春日町3丁目、南春日町、日ノ出町1丁目、日ノ出町2丁目、鍛冶町、平和通1丁目、平和通2丁目、平和通3丁目、平和通4丁目、平和通5丁目、平和通6丁目、平和通7丁目、平和通8丁目、川間町、緑町1丁目、緑町2丁目(倉知小学校に属する区域を除く。)、辻井戸町、十軒町、河合町、貴船町、森西町、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目(101番から112番まで、116番から158番まで、164番から248番まで、284番、287番、288番、290番、291番、293番、294番、297番、299番、301番、302番、304番、306番、307番、309番、310番、312番、314番、316番、318番及び319番)、清蔵寺(1番から7番3まで)、力山(25番、27番及び32番以東)、柳町、片倉町、西居敷、居敷町、宝山町、十六所(31番から37番まで及び14番以東)、赤渕、一本木町、古屋敷、寺内町、一ツ山町、清水町、桜木町、いろは町、月見町、朝倉町、豊川町、梅竜寺山、梅ヶ枝町、南町1丁目、西欠ノ下、稲口、前山町及び倉知(字砂田、赤尾下、砂利洞、巢洞、藪ノ内及び前山)

(2) 旭ヶ丘小学校

黒屋、西本郷、若草通3丁目、若草通5丁目、西本郷通4丁目、西本郷通5丁目、西本郷通6丁目、西本郷通7丁目、東本郷通1丁目、東本郷通2丁目、東本郷(字池田及び草深を除く。)、安桜山(安桜小学校の区域に属しない区域)、観音山、本郷町、伊勢町、出来町、吉田町、西町、吉本町、花園町、大平町1丁目、大平町2丁目、大平町3丁目、長谷寺町、美和町、末広町、吾妻町、住吉町、西門前町、東門前町、長住町、美園町、相生町、上利町、観音前、大門町1丁目、大門町2丁目、大門町3丁目、新堀町、仲町、吉野町、円保通1丁目、円保通2丁目、円保通3丁目、東町1丁目、旭ヶ丘1丁目、旭ヶ丘2丁目、旭ヶ丘3丁目、西旭ヶ丘、宮地町、関口町1丁目、関口町2丁目、関口町4丁目、南出、東新町1丁目、東新町2丁目、東新町3丁目、平賀町1丁目、平賀町2丁目及び市平賀(都市計画路線東町——稲河線以西)

(3) 桜ヶ丘小学校

神明町1丁目、神明町2丁目、神明町3丁目、神明町4丁目、明生町1丁目、明生町2丁目、明生町3丁目、明生町4丁目、明生町5丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、春里町1丁目、春里町2丁目、春里町3丁目、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、弥生町4丁目、豊岡町1丁目、豊岡町2丁目、豊岡町3丁目、豊岡町4丁目、桜ヶ丘1丁目、桜ヶ丘2丁目、桜ヶ丘3丁目、稲河町、稲河、宮河町1丁目、宮河町2丁目、北天神1丁目、北天神2丁目、北天神3丁目、南天神1丁目、南天神2丁目、南天神3丁目、天徳町1丁目、天徳町2丁目、鋳物師屋1丁目、鋳物師屋2丁目、鋳物師屋3丁目、鋳物師屋4丁目、鋳物師屋5丁目、鋳物師屋6丁目、鋳物師屋7丁目、平成通1丁目、平成通2丁目、鋳物師屋及び肥田瀬(字川原田のうち市道幹1-6号線以南、市道1-547号線以東及び市道5-149号線以北の区域並びに笠屋土地区画整理事業の区域)

(4) 瀬尻小学校

西仙房(47番から67番まで)、小瀬(字高山、二ツ岩及び一ノ門(1185番、1199番1、1199番3、1248番5、1248番1、1243番9及び1243番10以東)を除く。)、緑ヶ丘1丁目(安桜小学校の区域に属しない区域)、緑ヶ丘2丁目、池尻、広見、山王通2丁目、北福野町2丁目、小瀬南1丁目、小瀬南2丁目、星ヶ丘、広見北町、広見東町、池田町及び

小瀬長池町

(5) 倉知小学校

倉知（津保川以北の区域。ただし、安桜小学校の区域に属しない区域）、段下、巾1丁目、巾2丁目、巾3丁目、新田、馬場出、十六所（安桜小学校の区域に属しない区域）、緑町2丁目（163番から168番まで）、東福野町、中福野町、栄町3丁目（安桜小学校の区域に属しない区域）、栄町4丁目、栄町5丁目、北福野町1丁目、西福野町1丁目、西福野町2丁目、雄飛ヶ丘、山王通1丁目、山王通西、十三塚町、十三塚南、十三塚北、小瀬（瀬尻小学校の区域に属しない区域）及び力山（安桜小学校の区域に属しない区域）

(6) 南ヶ丘小学校

倉知（津保川以南の区域。ただし、安桜小学校の区域に属しない区域）、向山町1丁目、向山町2丁目、向山町3丁目、向山町4丁目、桐谷台1丁目、桐谷台2丁目、桐谷台3丁目、四季ノ台、桐ヶ丘1丁目、桐ヶ丘2丁目、桐ヶ丘3丁目、桃紅大地及び倉知南

(7) 富岡小学校

肥田瀬（桜ヶ丘小学校の区域に属しない区域）、市平賀（旭ヶ丘小学校の区域に属しない区域）、塔ノ洞、東本郷（旭ヶ丘小学校の区域に属しない区域）、東本郷通3丁目、東本郷通4丁目、東本郷通5丁目、東本郷通6丁目、東野町、東町2丁目、東町3丁目、東町4丁目、東町5丁目、平賀町3丁目、平賀町4丁目、平賀町5丁目、平賀町6丁目、平賀町7丁目、平賀町8丁目、東山、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、東山4丁目、東新町4丁目、東新町5丁目、東新町6丁目、東新町7丁目及び東出町

(8) 田原小学校

東田原、西田原、迫間、迫間台1丁目、迫間台2丁目、新迫間、小迫間、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、大杉及び向陽台

(9) 下有知小学校

下有知、東志摩、寺田1丁目、寺田2丁目、関ノ上1丁目、関ノ上2丁目、関ノ上3丁目、西境松町、水ノ輪町、のぞみヶ丘及び尾太町

(10) 富野小学校

西神野、神野、小野、上大野及び志津野

(11) 金竜小学校

小屋名、上白金、下白金、山田、千疋、千疋北1丁目、千疋北2丁目、植野、側島、戸田、保明、津保川台1丁目、津保川台2丁目、虹ヶ丘北、虹ヶ丘南、大平台及び希望ヶ丘町

(12) 洞戸小学校

洞戸市場、洞戸通元寺、洞戸片、洞戸菅谷、洞戸小坂、洞戸大野、洞戸黒谷、洞戸栗原、洞戸飛瀬、洞戸尾倉、洞戸高賀、洞戸阿部、洞戸高見及び洞戸小瀬見

(13) 板取小学校

板取

(14) 博愛小学校

武芸川町跡部、武芸川町高野、武芸川町八幡及び武芸川町小知野

(15) 武芸小学校

武芸川町宇多院、武芸川町平、武芸川町谷口（1番1から1847番まで及び3215番から3229番まで）

(16) 寺尾小学校

武芸川町谷口（1848番から3214番まで）

(17) 武儀東小学校

富之保及び中之保

(18) 武儀西小学校

下之保

(19) 上之保小学校

上之保

（中学校の区域）

**第3条** 中学校の区域は、次のとおりとする。

(1) 緑ヶ丘中学校

安桜小学校の区域（稲口、前山町及び倉知（字砂田、赤尾下、砂利洞、巢洞、藪ノ内及び前山）を除く。）、瀬尻小学校の区域及び倉知小学校の区域

(2) 旭ヶ丘中学校

旭ヶ丘小学校の区域及び富岡小学校の区域

(3) 桜ヶ丘中学校

安桜小学校の区域（緑ヶ丘中学校の区域に属しない区域）、桜ヶ丘小学校の区域、南ヶ丘小学校の区域及び田原小学校の区域

(4) 下有知中学校

下有知小学校の区域

(5) 富野中学校

富野小学校の区域

(6) 小金田中学校

金竜小学校の区域

(7) 板取川中学校

洞戸小学校及び板取小学校の区域

(8) 武芸川中学校

博愛小学校、武芸小学校及び寺尾小学校の区域

(9) 津保川中学校

武儀東小学校、武儀西小学校及び上之保小学校の区域

（児童生徒の入学する学校）

**第4条** 学齢児童生徒は、教育委員会から指定された学校へ入学しなければならない。

2 政令第5条第1項及び第2項の規定による通知は別記様式第1号によるものとする。

（特例）

**第5条** 特別の事情によって前条第1項の規定により指定された学校へ通学することができないときは、保護者は、教育委員会へ申し立てることができる。

2 前項の規定により申し立てる場合は、別記様式第2号によるものとし、教育委員会が必要と認める書類を添えなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により申し立てがあったときは、やむを得ないと認めたとき、又は認めることができないときは、指定区域外からの通学承認、不承認通知書（別記様式第3号）により、保護者に通知するものとする。

4 第1項に規定する特別の事情とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特別支援学級に入級させる場合

(2) 中学校3年又は小学校6年に在学中で住所を変更した場合

(3) 学期の途中で住所を変更したとき、その学期の終了するまでの場合

(4) 近い将来住所が確定し、現在仮住居中の場合

(5) 身体の故障等により、指定された学校へ通学し難い場合

(6) その他、指定された学校へ通学し難い場合

（高等学校の区域）

**第6条** 高等学校の通学区域は、岐阜県内全域とする。

（委任）

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年度の入学児童生徒から適用する。

**附 則**（昭和49年1月19日教委規則第1号）

改正

平成12年 9 月 5 日教委規則第10号

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年度の入学児童生徒から適用する。
- 2 塔ノ洞（塔ノ洞自治会に属する区域）は、当分の間、旭ヶ丘小学校に通学することができる。

**附 則**（昭和49年 8 月 1 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正前の関市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則に基づいて通知された入学通知は改正後の新字名によって通知されたものとみなす。

**附 則**（昭和51年 5 月21日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和53年 2 月23日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和54年 9 月14日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和55年10月 3 日教委規則第 3 号）

この規則は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和57年 3 月19日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の関市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則の規定は、昭和57年 3 月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和57年 9 月30日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和57年11月15日から施行する。

**附 則**（昭和58年 9 月28日教委規則第 5 号）

この規則は、昭和58年11月15日から施行する。

**附 則**（昭和59年 3 月 5 日教委規則第 2 号）

この規則は、昭和59年 3 月15日から施行する。

**附 則**（昭和59年11月14日教委規則第 3 号）

この規則は、昭和59年11月15日から施行する。

**附 則**（昭和60年 3 月20日教委規則第 2 号）

この規則は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和60年10月15日教委規則第 3 号）

この規則は、昭和60年11月15日から施行する。

**附 則**（昭和61年 3 月25日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和61年12月20日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和63年 2 月26日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年 3 月 3 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 2 年 2 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 2 年11月13日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 2 年11月15日から施行する。

**附 則**（平成 4 年10月27日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 5 年 3 月26日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 6 年11月28日教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年11月27日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年11月18日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年11月17日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月10日教委規則第2号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の規定は、平成13年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用する。

附 則（平成12年7月24日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月5日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（関市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 関市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則の一部を改正する規則（昭和49年関市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「塔之洞」を「塔ノ洞」に改める。

附 則（平成13年11月30日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月28日教委規則第7号）

この規則は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月28日教委規則第8号）

この規則は、平成20年8月30日から施行する。

附 則（平成23年8月1日教委規則第15号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日教委規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月26日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。